

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表八件

福島県監査委員

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成26年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から

通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 28人第1888号
 平成29年1月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 様

福島県知事 ㊦

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
部局間の連携に関する事項 （報告書37頁）	<p>【指摘事項】</p> <p>後述の各論における監査の結果、各部局の連携により事業が効果的に行われていると認められるケースはほとんどなかった。このことは、いわゆる縦割行政の弊害である予算財源の障壁等によって、事業単位では予算執行ができず、事業の執行はあくまで予算執行部局課に特定され、他部局課との事業連携が可能な事業についても、単独で事業を展開することとなるためである。</p> <p>本来であれば、統一的な方針の下、共通認識を有する事業については情報発信が他部局課を含め全庁的に効率よく行うことがより効果的であることは言うまでもない。しかし、前述の「平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」の3基本方針(1)の統一感と連携の強化、さらに「第2部 監査対象 6基本方針(1)」で記載されており、情報発信戦略会議（以下「戦略会議」と称する。）第3条（協議）の(2)に掲げる効果的に情報発信活動を展開していくための部局間連携の趣旨が十分に反映されていない。</p> <p>このことは、「平成25年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」の反省において、情報発信が部局課別に個別に発信されているため、平成25年度基本方針が部局間において連携が不足していたという反省につな</p>	<p>戦略的な情報発信に加え、全庁的な風評・風化対策の方針・戦略等については、知事、副知事、部局長等を構成員とした「新生ふくしま復興推進本部会議」で部局間で情報共有をしているところである。</p> <p>また、平成27年度からは「新生ふくしま復興推進本部」の下、風評・風化対策監を座長、広報課他、関係各課の課長を構成員とした「風評・風化対策プロジェクトチーム」を新たに設置した。</p> <p>平成27年度はプロジェクトチーム会議を11回開催し、風評・風化対策の強化に向けて十分な時間を掛けて議論してきたところである。</p> <p>また、平成27年9月にプロジェクトチームとして取りまとめた「風評・風化対策強化戦略」には、県民や関係者、専門家からの意見等を「現場の声」として各部局から集約し、強化戦略に反映したところである。</p>

	<p>が、平成26年度以降改善するべき事項であるところでもあり、至らぬところがある。後、なお、本県が東日本大震災に置かれている立場は極めて厳しい状況にあり、震災後の復興状況の県内外、国外への情報発信の必要性が強く叫ばれていることは言うには及ばない。震災後の本県へのヒト・モノ・カネ・情報等莫大な支援が県外のみならず海外から実施されたことに対する社会的責務として、復興・復興に向けた本県の現状を国内外に向けて戦略的に情報発信することは県の最優先課題ではないのか。特に、東京電力原発事故を抱える本県においては、世界有史に残る大事故であり風化させることなく、安全、安心、健康、除染状況等を含め、復興・復興の状況を常時公表する社会的責務があると言える。中央集権化における地方自治体である福島県の限界はあるにしても、被災県福島が主体的、能動的及び積極的に国に働き掛けることは当然であるが、他都道府県、関連市町村、民間又は県民等と連携を強化することにより、一日も早い復興・復興に向けた取組を戦略的に情報発信することは極めて重要である。各部局間における、ヒト、予算、技術的ノウハウ及び情報の共有等を効果的に行うために組織運営上の合理化をより一層図るため、まさに縦割行政の限界を打ち破り横割行政の推進を目指すものではなかったのか。震災後速やかに平成23年4月1日に施行した戦略会議の趣旨である、各部局が連携を図り一体感を持って、正確な情報を国内外に効果的に発信し、復興に向けた戦略を効果的に実施すべきであり、例えば、外部からの招へいや、専門職として内部での人材育成等を検討すべきであり、指摘する。</p>	
<p>情報発信戦略会議の運用上の課題（報告書38頁）</p>	<p>【指摘事項】 前述「第2部 監査対象 6 基本方針(1)」で掲載の戦略会議設置要綱は、平成23年4月1日情報発信戦略を効果的に発信し、復興に向けた前向きなふくしまのイメージを創りあげていく</p>	<p>平成27年度からは戦略的な情報発信に加え、全庁的な風評・風化対策の方針・戦略等について、知事、副知事、部局長等を構成員とした「新生ふくしま復興推進本部会議」で意思決定することとなり、会議議事録は「新生ふくしま復興</p>

	<p>めの戦略を検討する、情報発信戦略会議を設置要綱が整備されたものである。</p> <p>戦略会議は、必要に応じて議長が招集することとされており、平成24年度開催回数1回、平成25年度開催回数2回の実績があり、会議時間はそれぞれ30分から1時間程度未満と比較的短時間である。また、その協議内容を示す議事録の作成は要綱において定められておらず、作成していない。</p> <p>戦略会議は法令等に基づいて開催が義務付けられているわけではない。しかし、その組織の構成員は知事、副知事、部局長等、本県を代表する者から組織されており、情報発信方針に関する重要事項等について協議された事項については全庁的に遵守すべきルールであることから、その議事録等に会議内容を残す必要性がある。したがって、運用上問題があり、指摘する。</p>	<p>推進本部」で作成している。</p>
<p>広報広聴企画会議の運用上の課題（報告書39頁）</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>前述「第2部 監査対象 6 基本方針(2)」で掲載の広報広聴企画会議（以下「企画会議」と称する。）設置要綱は、平成15年4月16日に行政に関する広報広聴事業を円滑かつ効果的に行うため、設置されたものである。</p> <p>企画会議の開催は原則毎月実施することとなっており、その構成員は、別表1に掲げてあるとおり、広報課長、県民広報広聴室長、各課主幹等によって組織される。</p> <p>しかし、各回の出席者をみると、代理出席が過半数を超える場合がほとんどであり、会議時間も、30分から1時間程度と比較的短時間であり、十分な会議の目的内容の協議が行われたか否か疑問であり、協議機関としての機能を果たすことなく、事務連絡・報告の機関にすぎないのではないかと疑念があると言わざるを得ない。</p> <p>特に、東日本大震災後の県政に対する県民意識は常に変化しており、県民の求める情報発信の在り方も多様化しているといえる。各課、各部局が県民の声を拾いあげ、当該情報を全庁的に情報共有し、多様化した</p>	<p>平成27年度からは戦略的な情報発信に加え、全庁的な風評・風化対策の取りまとめを広報課で所管することになり、「新生ふくしま復興推進本部」の下、風評・風化対策監を座長、広報課他、関係各課の課長を構成員とした「風評・風化対策プロジェクトチーム」を新たに設置した。</p> <p>平成27年度はプロジェクトチーム会議を11回開催し、風評・風化対策の強化に向けて十分な時間を掛けて議論してきたところである。</p> <p>また、平成27年9月にプロジェクトチームとして取りまとめた「風評・風化対策強化戦略」には、県民や関係者、専門家からの意見等を「現場の声」として各部局から集約し、強化戦略に反映したところである。</p>

	<p>の声に对应した正確かつ迅速に効果的な情報発信を行なうべく、協議機関として十分な機能を果たす必要があると云える。県政を進めていく大前提は、県民の意向を十分に反映した県政の実施されることであり、そのため正確かつ迅速に効果的な情報発信をすることにある。しかしながら、各論から見ると、行政独自の判断で情報発信が行われており、果たして県民の意向が反映されたものか疑わしいものもあり、必ずしも適切とは言えないため、県民の意向を十分に反映する制度が必要である。</p> <p>したがって、全庁的に各部署課に具体的な基本方針が構成員によって協議及び伝達できるための組織の見直し並びに十分な協議に足る会議時間の確保及び協議の実質審議のための管理体制の強化がこの企画会議に求められており、指摘する。</p>	
<p>番号28 医科大学における研究成果等情報発信事業 (報告書108頁)</p>	<p>【指摘事項】 当該事業に係る委託内容は、震災に関する学術調査結果や資料等の英訳・英文校正等である。したがって、当該事業によって翻訳された学術調査結果等は、著作権法第28条に規定する「二次的著作物」としての性質を有するものと考えられる。そして、本件における二次的著作物に係る著作権については、当該事業の契約書及び仕様書の規定から、甲（福島県）に帰属するものと解される。</p> <p>当該事業の委託仕様書「9 財産権の取扱い」で明記されている財産権の取扱いは、通常の商品等の取扱いについて想定した条項であり、二次的著作物に関する取扱いになじまない条項である。</p> <p>本件における二次的著作物に関して、その性質上、通常の商品等と切り離して、その権利の帰属について契約書又は仕様書において明記すべきである。</p>	<p>当事業は平成26年度に終了しているが、同様の事業を今後行う場合は、二次的著作物に係る著作権に関する条項を設けることとする。</p>

(監査総務課)